

決 議

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島が、戦後77年を経た今もなおロシアに不法占拠されていることは誠に遺憾である。

政府は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、北方四島における共同経済活動の実現や元島民のための人道的措置の進展に向け、粘り強く外交交渉を続けているが、現在、ロシアは、ウクライナ侵攻に関して日本が行った経済制裁に対抗し、一方的に交渉を中断し、事業に係る合意の効力を停止する旨の政府令を公表している。

政府においては、一日も早い交渉の再開に向け、これまでの歩みを止めることなく、北方四島の返還実現を目指し、毅然とした姿勢と強い意志で外交交渉に取り組まれることを期待する。

我々はその外交交渉を後押ししていくとともに、北方領土問題の周知啓発活動などの返還要求運動に取り組み、更なる世論の喚起を図ることを決議する。

令和5年6月16日

令和5年度北方領土返還要求県民フォーラム